

ロボット導入支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、神奈川県内における生活支援ロボット（以下「ロボット」という。）の導入を促進し、「ロボットと共生する社会の実現」を図るため、法人、施設、個人事業者又は個人が県内でロボットを導入する事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、補助金の交付等に関する規則（昭和45年神奈川県規則第41号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 法人 神奈川県内に事務所又は事業所等を有する法人これに類する団体で知事が認めたものをいう。ただし、ロボットを他の者に貸与する目的で本補助事業を実施する法人は、神奈川県内に事務所、事業所等を有することを要しない。
- (2) 施設 神奈川県内に所在する本店・本社・支店・支社・支所その他事務所・事業所等の機能を有する施設をいう。ただし、ロボットを他の者に貸与する目的で本補助事業を実施する施設は、神奈川県内に所在することを要しない。
- (3) 個人事業者 神奈川県内に事務所又は事業所等を有する個人をいう。
- (4) 個人 神奈川県内に在住している個人をいう。

(補助の対象)

第3条 補助の対象とする事業（以下「補助事業」という。）及び補助事業に要する経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表1のとおりとする。ただし、補助対象経費の下限はロボット1台につき1万円とする。なお、第4条第3項の場合を除き、国、市町村、本県又はこれらが出資している法人から、他の補助金等の交付を受ける事業は補助対象としない。

- 2 補助の対象とするロボットは、「さがみロボット産業特区」の取組を活用して商品化されたもののうち、別表2に定めるものとする。
- 3 補助金の交付を受けることができる者は、自ら補助事業を実施する者（以下「補助事業者」という。）に限る。

(補助金の額の算出方法)

第4条 補助事業に対する補助金の額は、別表1に掲げる補助対象経費の3分の1以内の額とする。ただし、同一年度内の補助限度は次のとおりとする。

補助上限額 1 申請者につき100万円、かつ、導入先の1施設につき100万円

- 2 前項の規定にかかわらず、補助対象のロボットを申請者（別表1の2又は3に掲げる補助事業の場合は当該ロボットの使用者。）又はその関連会社が製造している場合には、別表3に定める方法により、利益等を排除した額を補助対象経費として補助金の額を決

定することとする。

- 3 介護保険と併用する場合、実績報告に基づき介護保険給付額を差し引いた補助対象経費をもとに補助金の額を確定することとする。
- 4 実績報告時に、支出が完了していない経費がある場合、当該経費を差し引いた補助対象経費をもとに補助金の額を確定することとする。
- 5 前4項の規定により算出した補助金の額に千円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てるものとする。

（補助金の交付の申請）

第5条 規則第3条に係る交付申請書は、本補助金においては「ロボット導入支援補助金交付申請書（第1号様式）」を使用し、次の書類を添付するものとする。

- (1) 事業計画書（第1号様式別紙1）
- (2) ロボット導入代金見積書（第1号様式別紙2）
- (3) 申請者及び補助対象のロボットの貸与を受ける者について、個人の場合は住民票、個人事業者の場合は住民票及び事務所又は事業所の所在地を証する書類、法人の場合は登記事項証明書（履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書）、施設の場合は当該施設の所在が確認できるもの（公共料金の領収書の写し等）、申請者が本店から独立して取引等を行う権限を有していることが確認できるもの（内規の写し等）及び申請者が施設の代表者であることを証するもの（辞令の写し等）、その他の団体の場合は必要に応じて規約等。
- (4) 役員等氏名一覧表（第1号様式別紙3）（申請者が法人又は施設の場合）
- (5) 貸与料金算定根拠明細書兼貸与期間確約書（第1号様式別紙4）（別表1の2又は3に掲げる補助事業の場合）
- (6) 申請者（別表1の2又は3に掲げる補助事業の場合は使用者）と補助対象のロボットの製造者との資本関係がわかる書類（申請者（別表1の2又は3に掲げる補助事業の場合は使用者）又はその関連会社が製造している場合）
- (7) その他知事が必要と認める書類

（補助金の交付の条件）

第6条 規則第5条の規定に係る交付の条件は、本補助金においては次のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容又は補助事業の経費の配分の変更をしようとする場合は、速やかに知事の承認を受けなければならない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、速やかに知事の承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業が事業完了予定日までに完了する見込みのない場合若しくは完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

（決定の通知）

第7条 規則第6条に係る交付の決定の通知は、「ロボット導入支援補助金交付決定通知

書（第2号様式）」により行う。また、不交付を決定したときは、「ロボット導入支援補助金不交付決定通知書（第3号様式）」により通知するものとする。

（変更の申請及び承認）

第8条 第6条第1号の規定により知事の承認を受けようとする場合は、「ロボット導入支援補助金変更承認申請書（第4号様式）」に關係書類を添付し、知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による申請書の提出があつた場合において、変更が適当であると認め、かつ交付決定額の変更を伴わないときは「ロボット導入支援補助金変更承認通知書（第5号様式）」により通知するものとする。なお、変更が適当であると認め、かつ交付決定額の変更を伴うときは「ロボット導入支援補助金変更交付決定通知書（第6号様式）」、変更が適当であると認めなかったときは「ロボット導入支援補助金変更不承認通知書（第7号様式）」による。

なお、変更が適当であると認めた場合でも、前条の規定により通知した交付決定額の増額は行わないものとする。

3 第6条第2号の規定により知事の承認を受けようとする場合は、「ロボット導入支援補助金中止・廃止承認申請書（第8号様式）」に關係書類を添付し、知事に提出しなければならない。

4 知事は、前項の規定による申請書の提出があつた場合において、中止又は廃止が適当であると認めたときは、「ロボット導入支援補助金中止・廃止承認通知書及び交付決定取消通知書（第9号様式）」により通知するものとする。中止又は廃止が適当であると認めなかったときは、「ロボット導入支援補助金中止・廃止不承認通知書（第10号様式）」による。

（申請の取下げ）

第9条 規則第7条第1項の規定により申請の取下げのできる期間は、申請者が交付の決定の通知を受理した日から10日を経過した日までとする。

（事前着手の禁止）

第10条 補助事業者は、第7条の規定による交付の決定の通知より前に補助事業に着手した場合は、補助金の交付を受けることができない。

2 前項に定める補助事業の着手日は、次の各号に掲げる日のうち、最も早い日とする。

- (1) 補助事業が設置工事を伴う場合は、当該工事の着工日
- (2) ロボットの引渡しのあつた日
- (3) 代金支払が完了した日
- (4) ロボットの購入又は貸与に係る契約を締結した日

（実績報告）

第11条 規則第12条第1項の規定による実績報告書は、本補助金においては「ロボット導入支援補助金実績報告書（第11号様式）」を使用し、次の書類を添付するものとする。

- (1) 事業結果報告書（第11号様式別紙1）
 - (2) 補助金振込先の口座名義人（フリガナ）、金融機関名及び店名、預金の種類、口座番号が記載されている部分の通帳等の写し（補助金振込先は、申請者本人名義の口座に限る。）
 - (3) 補助事業に係る支出を証する書類（写）
 - (4) 市町村から発行された、支給額の記載がある通知等（写）（介護保険の給付を受けた場合）
 - (5) 領収額内訳明細書（第11号様式別紙2）
 - (6) ロボット賃貸借等契約書又はそれに準じるもの（写）（別表1の2から4に掲げる補助事業の場合）
 - (7) 前号の契約書（写）に、本補助金相当額分の値下げを行う旨が記載されていない場合はその旨を証する書類（別表1の2又は3に掲げる補助事業の場合）
 - (8) その他知事が必要と認める書類
- 2 規則第12条第2項に定める報告は、次の各号に掲げる日のうち最も遅い日から起算して3か月を経過した日から5か月を経過した日までの間に行うものとする。
- ただし、当該期間より前又は当該期間中に3月末日が到来するときは、その日までに報告を行うものとし、当該期日が県の休日にあたるときは、その前日をもって期限とする。
- (1) 補助事業が設置工事を伴う場合は、当該工事の完了日
 - (2) ロボットの引渡しのあった日
 - (3) 代金支払が完了した日
 - (4) ロボットの購入又は貸与に係る契約を締結した日
- 3 第1項に規定する実績報告は、やむを得ない理由によりその提出が遅延する場合には、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

（補助金の額の確定及び支払）

- 第12条 知事は、規則第13条の規定により交付すべき補助金の額を確定したときは、第7条又は第8条第2項の規定により通知した交付決定額と当該確定額が相違する場合に限り、「ロボット導入支援補助金交付額確定通知書（第12号様式）」により補助事業者に対し通知するものとする。ただし、第7条又は第8条第2項の規定により通知した交付決定額を増額することはできないものとする。
- 2 本補助金は、前項に基づき交付すべき補助金の額を確定した後に精算交付するものとする。

（財産の処分の制限）

- 第13条 規則第17条第2号の規定により知事が定める財産は、補助事業により取得したロボット本体及び通常の使用で必要となる付属品等とし、同条ただし書きの規定により、知事が定める期間（以下「処分制限期間」という。）は3年とする。
- 2 処分制限期間内において、補助事業により取得したロボット本体及び通常の使用で必要となる付属品等を処分しようとするときは、あらかじめ「ロボット導入支援補助金財

産処分承認申請書（第13号様式）」を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- 3 知事は、前項の規定による申請書の提出があった場合において、処分が適当であると認めたときは、「ロボット導入支援補助金財産処分承認通知書（第14号様式）」により通知するものとする。なお、処分が適当であると認めなかったときは、「ロボット導入支援補助金財産処分不承認通知書（第15号様式）」により通知するものとする。
- 4 知事は、前項の規定により処分を承認するときに、補助金の全部又は一部に相当する金額の納付を請求することができる。
- 5 補助事業者は、前項の規定による補助金の全部又は一部に相当する金額の請求を受けたときは、これを県に納付しなければならない。

（書類の整備等）

- 第14条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。
- 2 前項に規定する帳簿及び証拠書類（以下「証拠書類等」という。）は、当該補助事業の完了の日の属する県の会計年度の翌年度から10年間保存しなければならない。
 - 3 補助事業者が法人、施設、その他の団体である場合であって、前項に規定する証拠書類等の保存期間が満了しない間に当該団体が解散する場合は、その権利義務を承継する者（権利義務を承継する者がいない場合は知事）に当該証拠書類等を引き継がなければならない。

（届出事項）

- 第15条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに文書をもってその旨を知事に届け出なければならない。
- （1）補助事業者の住所又は氏名（法人又は施設にあつては、所在地、名称又は代表者）を変更したとき。
 - （2）別表1の2及び3に掲げる事業にあつては、補助対象のロボットの使用者の住所を変更したとき。

（暴力団の排除）

- 第16条 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第10条の規定に基づき、次の各号のいずれかに該当する者は、補助の対象としない。
- （1）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団。
 - （2）法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）。
 - （3）法人又は施設にあつては、代表者又は役員のうちに暴力団員に該当する者があるものの。
 - （4）法人格を持たない団体にあつては、代表者が暴力団員に該当するもの。
- 2 知事は、必要に応じ補助金交付申請者又は補助金交付の決定を受けた者が、前項各号のいずれかに該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。ただし、当該確認のために個人情報等を神奈川県警察本部長に提供するときは、神奈川県

警察本部長に対して当該確認を行うことについて、当該個人情報の本人の同意を得るものとする。

3 知事は、補助金交付の決定を受けた者が、第1項各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

4 前項の規定による処分に関しては、規則第16条の2各項の規定を準用する。

(書類の経由)

第17条 規則及びこの要綱の規定により書類を知事に提出する場合は、事業所管課を経由しなければならない。

(細目)

第18条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年6月10日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成28年9月30日から施行する。

2 改正前の規則に定める様式に基づいて作成した用紙は、平成29年3月末日までの間、必要な調整をして使用することができる。

附 則

この要綱は、平成29年1月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年8月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年12月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年7月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年12月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月22日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年10月16日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年12月12日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年6月2日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年10月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年5月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年10月5日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年5月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年9月30日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年5月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年10月2日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年5月24日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年5月23日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 7 月 25 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 9 月 1 日から施行する。

別表 1（第 3 条第 1 項関係）補助対象経費

補助事業	補助対象経費
1 法人、施設、個人事業者又は個人が、未使用のロボットを自ら購入し使用する事業 2 法人、施設、個人事業者又は個人に対する長期間の貸与（いわゆるリース）を行うために未使用のロボットを購入する事業のうち以下の要件を満たすもの ・ 交付決定後、実績報告までの間に貸与を開始し、ロボットの賃料等総額に、本補助金相当額分の値下げを行うもの ・ 同一の法人、施設、個人事業者又は個人に 3 年間以上継続して使用させる事業計画であるもの	ロボットの本体及び通常の使用で必要となる付属品等の価格並びに設置工事を要する場合は当該工事の費用の総額。なお、ロボットごとに別表 2 で定める額のうち、実績報告までに支出が完了する額を上限とする。 （ただし、消費税及び地方消費税は除く。）
3 複数の法人、施設、個人事業者又は個人に一定期間ずつ貸与（いわゆるレンタル）を行うために未使用のロボットを購入する事業のうち以下の要件を満たすもの ・ 交付決定後、実績報告までの間に 6 か月以上の貸与を開始し、賃料等総額に、本補助金相当額分の値下げを行うもの ・ 上記貸与の終了後も、同ロボットを用いて法人、施設、個人事業者又は個人に対する貸与を、上記貸与期間含め、3 年間以上継続して実施する事業計画であるもの	ロボットの本体及び通常の使用で必要となる付属品等の価格の総額。なお、ロボットごとに別表 2 で定める額のうち、実績報告までに支出が完了する額を上限とする。 （ただし、消費税及び地方消費税は除く。）
4 法人、施設、個人事業者又は個人が、ロボットを別表 2 に記載のロボット製造元等から直接貸与を受け使用（ロボットサービスの利用を含む）する事業 ・ 交付決定後、実績報告までの間に貸与等に係る契約を締結し、使用を開始するもの	ロボットの本体及び通常の使用で必要となる付属品等の当該年度における賃料（サービス利用料金含む）の総額とし、ロボットごとに別表 2 で定める額を上限、1 万円を下限とする。 （ただし、消費税及び地方消費税は除く。） ・ 貸与期間又はサービス利用期間が翌年度以降にわたる場合は、使用初年度に係る費用に限る

別表2（第3条第2項関係）補助対象ロボット

製造元等 ロボットの銘柄 (型番等)	補助対象経費上限額（税別）		
	本体価格又は貸 与料金	通常の使用で必要となる 付属品等とその価格	工事費用
株式会社エルエーピー 手指リハビリ訓練補助ロボ ット「まいりハ」 (PAH-10+グローブ) セット	118,000円	・ ロボットグローブ 29,800円	—
エルエーピー株式会社 手指リハビリ訓練補助ロボ ット「まいりハ」 (PAH-10+別注グローブ) セ ット	148,000円	・ ロボットグローブ 59,800円	—
株式会社エルエーピー パワーアシストハンド (CIP-50) ※2人での同時使用が可能	270,000円	・ ロボットグローブ 29,800円×使用者数（1 施設につき上限10個） ・ フットスイッチ（足での 操作が必要な場合） 9,800円×1個	—
株式会社エルエーピー パワーアシストレッグ (CIP-50)	270,000円	・ リレッグス 198,000円×1個	—
ケアボット株式会社 服薬支援ロボⅡ	155,000円 (カセットセッ ト一式含む)	・ 予備カセットセット 15,000円	—
株式会社バイオシルバー 見守り介護ロボット aams(アアムス)	178,000円	・ アクセスポイント 19,800円×1個 ・ アクセスポイント用ACア ダプター 5,800円×1個 ・ モニター 22,000円×1個 ・ キーボード 2,750円×1個	—

		・マウス 1,430円×1個 (上記すべて1施設につき 上限1個) ・管理マスターサーバー 114,000円×1台(1施設 につき上限2台) ・感圧センサー 24,000円 ・人感センサー 24,000円 ・空気圧センサー 24,000円 ・ネットワークカメラ(SD カード付き) 90,000円	
日本電気株式会社 リモート機能訓練支援サー ビス	0円	・基本サービス料(5ID込) 6,000円/月×利用月数 ・利用者ID追加(1ID) 1,000円/月×利用月数 ・歩行センシング・ウェル ネスソリューション(基本 料金(歩行分析センサ)) 3,000円/月×利用月数 ・歩行センシング・ウェル ネスソリューション(ダッ シュボード利用料) 50,000円/月×利用月数 ・歩行センシング・ウェル ネスソリューション(専用 インソール) 5,000円	—
AssistMotion株式会社 curara(クララ)	1,590,000円 (フルセット) 1,120,000円 (ハーフセット)	—	—
SHIN4NY株式会社、株式会社 サウンド&ヴィジョンテク ノロジーズ	169,000円	・月額サービス料 7,500円/月×利用月数 (300人までの利用料) ・三脚	—

Care Cube		3,300円 ・床置ポール 55,000円 ・外付けスイッチ 5,000円	
SHIN4NY株式会社、株式会社 サウンド&ヴィジョンテク ノロジーズ Care Cube TX	248,000円	・月額サービス料 12,500円／月×利用月数 (300人までの利用料) ・三脚 3,300円 ・床置ポール 55,000円 ・外付けスイッチ 5,000円	—
株式会社善光総合研究所 SCOP（スコープ）	1,000円／月 ※1床あたり	・レセプト初期費用 200,000円 ・初期登録代行費用 300,000円 ・導入サポート費用 50,000円 ・出張サポート費用 100,000円	—
株式会社光洋 介護施設向け 排泄ケア支援 ソリューション おむつナビ	【購入の場合】 6,000円	・中継機 17,500円 ・システムサーバー 250,000円 ・ライセンス使用料 160,000円 (1～10人・1回) 270,000円 (11～25人・1回) 400,000円 (26～50人・1回) 500,000円 (51～75人・1回) 600,000円 (76～100人) 【レンタルの場合】 ・発信機、中継機、システ	—

		ムサーバー、ライセンス 使用一式(本体価格含む) 60,000円／月 (10人分) 100,000円／月 (25人分) 185,000円／月 (50人分) 275,000円／月 (75人分) 360,000円／月 (100人分)	
株式会社光洋 おむつナビ 家庭用キット	25,000円	—	—
アクセスエンジニアリング 株式会 movBot®Office (ムーボット オフィス)	980,000円	・表示機能付別売コントロ ーラー 32,000 円/個 ・予備バッテリー 150,000 円/個 ・マッピング機能自動運転 システム 750,000 円 ・1年間の点検・メンテナ ンス費 50,000円	—
竹田印刷株式会社 高齢者福祉施設向け介護レ クリエーションロボット 「ロボシルバーパーク」	578,000円 (ロボホン本 体、アプリ、タ ブレット、かる た等付属品含 む) (インストー ル・設定費用含 む)	・ビジネス基本プラン (ロ ボホンを利用するための クラウドサービス料) 38,520円 (3年プラン) 15,000円 (1年プラン) ・ビジネスケアプラン (保 守プラン) 136,800円 (3年プラン) 43,200円 (1年プラン)	—
竹田印刷株式会社 高齢者福祉施設向け介護レ クリエーションロボット	398,000円 (ロボホン本 体、アプリ、タ ブレット、かる	・ビジネス基本プラン (ロ ボホンを利用するための クラウドサービス料) 38,520円 (3年プラン)	—

「ロボシルバーパーク Lite」	た等付属品含む) (インストール・設定費用含む)	15,000円 (1年プラン) ・ビジネスケアプラン (保守プラン) 136,800円 (3年プラン) 43,200円 (1年プラン)	
株式会社イノフィス マッスルスーツ GS-ARM	136,000円	—	—
株式会社イノフィス マッスルスーツ GS-BACK®	145,000円	—	—
株式会社イノフィス マッスルスーツ Exo-Power	195,000円	—	—
株式会社Genics 口腔ケアロボット 「g. eN(ジェン)」	45,000円	・フロントケース 1,500円 ・頬マッサージ 1,200円 ・ブラシ (上下) 1,200円 ・消耗費 1 年分 22,200円 ・消耗費6ヶ月分 11,100円 ・台座 5,000円	—
株式会社メティスコム 高齢者見守りソリューション “VESTA-II”	400,000円 (設置費込み、管理ソフト用利用料、サービス利用料 3 年間分含む)	—	—
コニカミノルタQOLソリューションズ株式会社 HitomeQ ケアサポート	36,500,000円	—	—

アイリスオーヤマ株式会社 Whizi アイリスエディション	2,600,000円	・消耗品定期配送パック (1年) 36,000円	—
アイリスオーヤマ株式会社 DX清掃ロボット「BROIT」	4,000,000円 (本体、バッテリー、チャージャー、初回消耗品含む)	—	—
CYBERDYNE株式会社 CL-02 (ワイパー清掃タイプ)	3,400,000円	・初期費用 500,000円 ・導入設定サービス費用 500,000円 ・保守・サービスCYCLES費用(1年) 240,000円	—
オムロンソーシアルソリューションズ株式会社 清掃・警備・お知らせの複合型サービスロボット Toritoss	6,900,000円	・エレベーター連携サービス初期費用 3,000,000円 ・エレベーター連携サービス 40,000円/月×利用月数 ・ランニング費 73,000円/月×利用月数	—
株式会社DFA Robotics 1台4役多機能清掃ロボット CC1	2,794,000円	・保守費用(年額) 240,000円(税別) ・自動充電ステーション 155,000円(税別) ・消耗品セット(ドライ) 35,000円/1セット ・消耗品セット(ウェット) 35,000円/1セット	—
株式会社アイティーシム 屋内小型業務用清掃ロボット 「J20 (JINNY20)」	500,000円	・保守サポート費用 5,000円/月	—

株式会社アイティーシム 屋内業務用清掃ロボット 「J40 (JINNY40)」	3,000,000円	・保守サポート費用 29,000円／月 ・台座 230,000円	—
協栄産業株式会社 協働運搬（搬送）ロボット サウザー	4,000,000円 (スタンダード、ミニ) 5,000,000円 (ジャイアント)	—	—
Senxeed Robotics株式会社 案内用ロボット Cruzr (クルーザー)	2,700,000円 (本体、充電器、充電ケーブル)	・初期設置費用 200,000円 ・アフターサービス費用 (対人・対物保険含む) 15,000円／月×利用月数 (1台につき)	—
Senxeed Robotics株式会社 広告周回・配送ロボット CADEBOT (ケイドボット)	1,400,000円 (本体、充電器、充電ケーブル)	・充電スタンド 80,000円 ・初期設置費用 200,000円 ・アフターサービス費用 (対人・対物保険含む) 15,000円／月×利用月数 (1台につき)	—
Senxeed Robotics株式会社 アームによりエレベーター等の操作が可能な自律移動ロボット GAEMI (ゲミ)	5,500,000円 (本体、充電器、充電ケーブル)	・初期設置費用 200,000円 ・アフターサービス費用 (対人・対物保険含む) 20,000円／月×利用月数 (1台につき)	—
株式会社アルファクス・フード・システム 配膳・配送A I ロボット 「α-8 (アルファエイト)」	2,000,000円 (設置費用含む)	・保守費用 10,000円／月	—
株式会社アルファクス・フード・システム	3,200,000円 (設置費用含む)	・保守費用 16,000円／月	—

掃除ロボット 「α-9 SveabotS100」			
株式会社アルファクス・フ ード・システム 掃除ロボット 「α-9 SveabotS100Pro (スキータイプ)」	3,600,000円 (設置費用含む)	・保守費用 18,000円／月	—
株式会社アルファクス・フ ード・システム 配膳・配送AIロボット 「自動開閉BOX型 α-10 (アルファテン)」	2,800,000円 (設置料含む)	—	—
株式会社アルファクス・フ ード・システム 案内AIロボット「αフロン トミニ (アルファフロント ミニ)」	1,500,000円 (設置料含む)	—	—
株式会社ホープラン東京 汎用A I サービスロボット 「ホプロボ」	3,552,000 円	・初期導入費 148,000円	—
NUWAロボティクスJAPAN株式 会社 コミュニケーションロボッ ト 「Kebbi Air S」	148,000円	・AIサービス費 27,280円／年 ・GenAI (AI会話処理機能) 9,000円／年 ・保証パック (ライト) 24,000円／年 ・保証パック (プレミア ム) 48,000円／年	—
株式会社CIJ AYUDA-MiraMe	698,000円	・設置サービス費用 100,000円×1回 ・サービス利用料 (1年) 144,000円×1回	—

株式会社アウトソーシング テクノロジー 殺菌灯搭載ロボット Model B (SR-UVC Model-B)	5,000,000円	—	—
株式会社アウトソーシング テクノロジー 殺菌灯搭載ロボット Model C (SR-UVC Model-C)	9,000,000円	—	—
NTTドコモビジネス株式会社 自律走行型パーソナルロボ ット 「temi (V3C)」＋専用ソフ トウェア「Buddiotte」	5,800,000円	・ S i M (temi専用) 6,650円／月×利用月数	—
ダブル技研株式会社 D-Hand 5ST	2,400,000円	—	—
ダブル技研株式会社 D-Hand 5PT	300,000円	—	—
イームズロボティクス株式 会社 災害対策機 Rescue-K (レスキューケ ー)	4,000,000円	—	—

別表3（第4条第2項関係）利益等の排除

補助事業における利益等排除の方法は次のとおりとする。なお、ここでいう関連会社とは、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条で定義されている「会社等及び当該会社等の子会社が、出資、人事、資金、技術、取引等の関係を通じて、子会社以外の他の会社等の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる場合における当該子会社以外の他の会社等」をいう。

○ 利益等排除の対象及び利益等排除の方法

次の1から3のいずれかに該当する場合は利益等排除の対象とし、その利益等排除の方法については各号に定めるとおりとする。

- 1 申請者（別表1の2又は3に掲げる補助事業の場合は補助対象のロボットの使用者。以下同じ。）が補助対象のロボットの製造者である場合
 - (1) 製造原価（注）を補助対象経費とする。
- 2 申請者と100%同一の資本に属する企業が補助対象のロボットの製造者である場合
 - (1) 取引価格が補助対象のロボットの製造原価（注）以内であると証明できる場合は取引価格を補助対象経費とする。
 - (2) 前号によりがたい場合には、申請者と100%同一の資本に属する企業の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する売上総利益の割合（マイナスの場合は0とする）をもって取引価格から利益相当額の排除を行い、それにより得た額を補助対象経費とする。
- 3 申請者の関連会社（資本関係があるが100%未満）が補助対象のロボットの製造者である場合
 - (1) 取引価格が補助対象のロボットの製造原価と当該ロボットに対する経費等の販売費及び一般管理費との合計以内であると証明できる場合は、取引価格を補助対象経費とする。
 - (2) これによりがたい場合には、申請者の関連会社の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（マイナスの場合は0とする）をもって取引価格から利益相当額の排除を行い、それにより得た額を補助対象経費とする。

（注）製造原価については、それが補助対象のロボットに対する経費であることの証明及びその根拠となる資料の提出を行うものとする。なお、消費税及び地方消費税は製造原価に含まない。